

平成二十五年国土交通省令第九十二号

海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（平成二十五年法律第七十五号）の規定に基づき、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法施行規則を次のように定める。

（定義）

第一条 この省令において使用する用語は、海賊多発海域における日本船舶の警備に関する特別措置法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（海賊行為の対象となるおそれが大きい船舶の要件）

第二条 法第二条第四号の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。

一 満載状態において、推進機関をその連続最大出力で運転し船舶を航行させた場合の当該船舶の速力が十八ノット未満であること。

二 暴露甲板その他の人人が船舶に侵入することが可能な場所から満載喫水線までの最小の垂直距離が十六メートル未満であること。

（海賊行為による被害を低減するために必要な措置）

第三条 法第二条第四号の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。

一 乗組員及び乗船している者が避難するための堅固な構造を有する区画であって、VHF無線電話、インマルサット無線電話等の外部との通信手段が確保されているものを設けていること。

（特定警備計画の認定の申請等）

第四条 法第四条第一項の規定により特定警備計画が適当である旨の認定を受けようとする特定日本船舶の所有者は、第一号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（前項の申請書には、次に掲げる書類、図面及び写真を添付しなければならない。）

- イ 申請者の住民票の写し又はこれに代わる書類（法人にあつては、登記事項証明書）
- ロ 法人にあつては、その業務を行う役員の住民票の写し（役員が法人である場合には、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類
- ハ 特定警備に従事する者に対する教育訓練の予定事業者による教育訓練の内容及び方法を示す書類
- イ 医師が作成した診断書であつて、特定警備予定事業者（法人にあつては、その業務を行つう役員）が法第七条第二号ロ又はハのいずれにも該当しないと認められるかどうかに關する当該医師の意見が記載されているもの
- ロ 確実に施錠できる錠を備えていること。
- ハ 管理上支障のない場所にあること。
- ニ 容易に持ち運びができるないこと。
- 二 管理の方法が、次に掲げる要件に該当すること。
- イ 小銃等を保管する場合には、次に掲げる措置を講ずること。
- （1）保管の委託を受けた小銃等を保管設備に確実に施錠して保管すること。
- （2）保管設備を常に点検し、前号の基準に適合するように維持すること。

（申請者に係る次に掲げる書類）

イ 住民票の写し又はこれに代わる書類（法

人について登記事項証明書）

ロ 法人にあつては、その業務を行う役員の住民票の写し（役員が法人である場合に

は、当該役員の登記事項証明書）又はこれに代わる書類

ハ 法第四条第三項第四号イからハまでのいづれにも該当しない者であることを証する書類

イ 船舶の国籍及び船舶所有者を証する書類

ロ 一般配置図

ハ 第二条各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類

イ 前条各号に掲げる措置を講じていることを証する書類及び写真

ロ 一般配図

ハ 第二条各号に掲げる要件を満たしていることを証する書類及び写真

イ 小銃等の保管のための設備（以下「保管設備」という。）の位置及び構造を示す図面及び写真

ロ 第六条第二号ニ（1）及び（2）に該当する船長を選任することを誓約する書類

ハ 第四条第二項第四号に規定する事業者（以下「特定警備予定事業者」という。）に係る次に掲げる書類

イ 住民票の写し（法人にあつては、定款及び登記事項証明書）又はこれらに代わる書類

ロ 法第六条第二号ニ（1）及び（2）に該当する船長を選任することを誓約する書類

イ 申請者が特定警備予定事業者との間で締結した契約であつて、特定警備の実施を内容とするものに係る契約書の写し又はこれに代わる書類

ハ 法第四条第三項第三号（法第五条第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定めたときは、認定番号及び認定年月日を申請者に通知するものとする。

（特定警備計画のその他の記載事項）

ハ 特定警備の用に供する小銃の側面及び当該小銃に打刻された製造番号を写した写真

ハ 小銃と実包を分けて別の容器に入れ、その後それにつき施錠すること。

（特定警備を適確に実施するに足りる能力を有する者の基準）

定船舶所有者は、第二号様式による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第四条第二項各号に掲げる書類、図面又は写真の変更を伴うときは、当該変更後の書類、図面又は写真を添付しなければならない。

第十一条 法第五条第一項ただし書の国土交通省令で定める認定に係る特定警備計画の軽微な変更是、次のとおりとする。

- 一 法第四条第二項第一号に掲げる事項の変更
- 二 法第四条第二項第二号に掲げる事項のうち名称の変更
- 三 法第四条第二項第四号に掲げる事項のうち氏名若しくは名称又は住所の変更
- 四 法第五条第一号に掲げる事項の変更
- 五 法第五条第二項の規定により変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第三号様式による届出書を国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、当該変更が第四条第二項各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うときは、当該変更後の書類又は図面を添付しなければならない。
- 六 特定警備に従事する者の確認の申請等)

法第五条第二項の規定により変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第三号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。この場合において、当該変更が第四条第

二項各号に掲げる書類又は図面の変更を伴うと

きは、当該変更後の書類又は図面を添付しなけ

ればならない。

法第七条の規定により特定警備に従事する

する者の確認を受けようとする認定船舶所有者

は、第四号様式による申請書を国土交通大臣に

提出しなければならない。

前項の申請書には、特定警備事業者に雇用さ

れている者であつて特定警備に従事するものに

係る次に掲げる書類及び記録媒体を添付しなけ

ればならない。

旅券の写し

とを証する書類

五 次条第一項第二号に規定する技能を有する

ことを証する映像を記録した記録媒体

六 医師が作成した診断書であつて、法第七条

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（小銃等の取扱いに関する知識及び技能を有する者の基準等）

第十二条 法第七条第一号の国土交通省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 次に掲げる事項についての知識を有すると認められる者であること。

二 次に掲げる事項に於いての技能を有すると認められる者であること。

イ 法その他特定警備の実施に関する法令

ロ 小銃等の使用、保管等の取扱い

三 法第八条第三号に該当する場合 その事実を証する書類

四 法第八条第四号に該当する場合（住所を変更することとなつた場合に限る。）住民票の変更又はこれに代わる書類

五 法第八条第四号に該当する場合（前号に該当する場合を除く。）旅券の写し

（確認特定警備従事者に係る変更の届出事由）

六 法第八条第四号に該当する場合（前号に該

どりとする。）

七 構み込まれる予定の小銃の名称、口径及び

製造番号並びに実包の種類

八 小銃等の積卸しの日時及び場所

（小銃等の保管の設備及び方法の基準）

第十三条 法第六条第三項の国土交通省令で定める基準は、第六条第一号及び第二号イに掲げる基準とする。

第十四条 法第七条第二号ヲの国土交通省令で定める行為は、暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を定める規則（平成三年国家公安委員会規則第八号）に規定する罪のいずれかに当たる行為とする。

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（入港時の確認に係る通報）

第十五条 法第八条第一号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

る届出書を国土交通大臣に提出しなければなら

ない。

この場合において、確認特定警備従事者

が同条第二号（法第七条第二号ロ、ハ、ト、チ、又はルに係るものに限る。）、第三号又は

認められるかどうかに関する当該医師の意見が

該当しないことを証する書類

七 法第七条第二号ニからワまでのいずれにも

該当しないことを証する書類

八 国土交通大臣は、法第七条の規定による確認

をしたときは、確認番号及び確認年月日を申請

者に通知するものとする。

九 第八条第二号に該当する場合（法第七条

第二号ロ又はハに該当することとなつた場合

に限る。）医師の診断書

（確認特定警備従事者に係る変更の届出）

二 次に確認特定警備従事者に係る変更の届出をしようとする認定船舶所有者は、第五号様式によ

(小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがない場合)

第二十二条 法第十九条の国土交通省令で定める場合は、次のとおりとする。

- 特定日本船舶から導管により原油を陸揚げる場合
- その他国土交通大臣が小銃等が本邦に陸揚げされるおそれがないものとして認めた場合

(検査員証)

第二十三条 法第二十二条第二項の立入検査をする職員の身分を示す証明書は、第九号様式によるものとする。

附 則 抄

(施行期日)

1 この省令は、法の施行の日（平成二十五年十一月三十日）から施行する。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号）

この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和二年一月二三日国土交通省令第九八号）

（施行期日）
1 この省令は、令和三年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

附 則（令和四年一月二十五日国土交通省令第八号）

1 この省令は、令和四年十二月一日から施行する。

2 この省令の施行の際現に提出されている特定警備計画の記載事項及び様式は、なお従前の例による。

第一号様式（第4条関係）

第二号様式（第9条関係）

第三号様式（第10条関係）

第四号様式（第11条関係）

第二号様式（第9条関係）（令和元年6月28日施行）
特許審査計画変更認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 構
氏名又は名前
代表者名

郵便番号及び日本船舶の登録に関する特別審査委員会事務局に
より、特許審査計画の変更を認定します。

記

- 特許審査計画の概要
□ 令 年 月 日 年 月 日
- 変更の内容
- 変更の年月日
- 変更の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第三号様式（第10号関係）（令和元年6月28日施行）
特許審査計画変更認定申請書

年 月 日

国土交通大臣 構
氏名又は名前
代表者名

郵便番号及び日本船舶の登録に関する特別審査委員会事務局に
より、特許審査計画の変更を認定します。

記

- 特許審査計画の概要
□ 令 年 月 日 年 月 日
- 変更の内容
- 変更の年月日
- 変更の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第四号様式（第11号関係）（令和元年6月28日施行）
特許審査に付する表の確認申請書

年 月 日

国土交通大臣 構
氏名又は名前
代表者名

郵便番号及び日本船舶の登録に関する特別審査委員会事務局に
より、特許審査に付する表の確認を受ける。

記

- 特許審査に付する表の概要
□ 令 年 月 日 年 月 日
- 特許審査に付する表に関する事項
□ 国籍
□ 性別
□ 氏名
□ 生年月日
□ 美容の墨跡

（備考）
用紙の大きさは、日本規格規格A4とする。

第五号様式（第14条関係）

第五号様式（第14条関係）（本規則第40-6-1項第6項-1項の範囲）	
国土交通大臣 聞	
氏名	姓 名又は其の 代表者の氏名
郵便多用途切手を用いて日本郵便の郵便に関する特別割賦法第13条の規定により、 種別定額料金事業に係る支拂い額を提出する。	
記	
1. 特定期定額料金事業の概要 【開業年月日】 年 月 日 【廃業年月日】 年 月 日	
2. 定額料金の額	
3. 定額料金の期間	
4. 定額料金の理由	
(備考) 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。	

第六号様式（第16条関係）

第六号様式（第16条関係）	
国土交通大臣 聞	
氏名	姓 名又は其の 代表者の氏名
海陸多用途切手における日本郵便の郵便に関する特別割賦法第13条の規定により、特定期定額料金事業計画（変更）届出書	
記	
1. 特定期定額料金事業に係する事項 (1) 住所 (2) 会社の社名 (3) 会社の略称 (4) 会員等の総数	
2. 特定期定額料金の概要 【開業年月日】 年 月 日 【廃業年月日】 年 月 日	
3. 特定期定額料金事業者に係する事項 (1) 会員 (2) 会員の住所 【開業年月日】 年 月 日 【廃業年月日】 年 月 日 (3) 会員の会員登録料金	
4. 税込料金における会員の会員登録料金等に関する事項 (1) 小売の会員登録料金及び製造販売並びに数量 (2) 会員の会員登録料金 (3) 会員登録料金の税額	
(備考) 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。	

第七号様式（第19条関係）

第七号様式（第19条関係）（本規則第40-6-1項第6項-1項の範囲）	
国土交通大臣 聞	
氏名	姓 名又は其の 代表者の氏名
海陸多用途切手における日本郵便の郵便に関する特別割賦法第13条の規定により、会員登録料金の税額を改訂する旨の届出書	
記	
1. 特定期定額料金事業の概要 【開業年月日】 年 月 日 【廃業年月日】 年 月 日	
2. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金、会員登録料金等	
3. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金及び数量	
4. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金及び数量	
5. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金及び数量	
6. 会員登録料金の税額	
7. 会員登録料金の税額	
8. 特定期定額料金事業に係する事項 ※特定期定額料金事業に係する事項は、会員登録料金の税額を改訂する旨の届出書に記載していなければ、併せて記載することとする。 （備考） 1. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。 2. 会員登録料金の税額を改訂したことを明確にしておかれ、並びに記載せることをしめす。	

第八号様式（第20条関係）

第八号様式（第20条関係）（本規則第40-6-1項第6項-1項の範囲）	
国土交通大臣 聞	
氏名	姓 名又は其の 代表者の氏名
郵便多用途切手における日本郵便の郵便に関する特別割賦法第13条の規定により、会員登録料金の税額を改訂する旨の届出書	
記	
1. 特定期定額料金事業の概要 【開業年月日】 年 月 日 【廃業年月日】 年 月 日	
2. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金、会員登録料金等	
3. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金及び数量	
4. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金及び数量	
5. 会員登録料金の税額を改訂するための会員登録料金及び数量	
6. 会員登録料金の税額	
7. 会員登録料金の税額	
8. 特定期定額料金事業に係する事項 ※特定期定額料金事業に係する事項は、会員登録料金の税額を改訂する旨の届出書に記載していなければ、併せて記載することとする。 （備考） 1. 用紙の大きさは、日本郵便規格A4とする。 2. 会員登録料金の税額を改訂したことを明確にしておかれ、並びに記載せることをしめす。	

第八号様式（第20条関係）

第八号様式（第20条関係）

Name (Last, First)	Residence Address	Residence Phone No.
佐藤 伸也 Satoshi Sato	東京都渋谷区渋谷1丁目1番1号 1-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0001	03-3456-7890
田中 真理子 Machiko Tanaka	東京都渋谷区渋谷2丁目2番2号 2-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0002	03-3456-7891
山本 大輔 Daisuke Yamamoto	東京都渋谷区渋谷3丁目3番3号 3-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0003	03-3456-7892
高橋 智子 Chika Takahashi	東京都渋谷区渋谷4丁目4番4号 4-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0004	03-3456-7893
鈴木 道子 Michiko Suzuki	東京都渋谷区渋谷5丁目5番5号 5-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0005	03-3456-7894
岡田 美智子 Michiko Okada	東京都渋谷区渋谷6丁目6番6号 6-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0006	03-3456-7895
水谷 未来子 Mirako Mizutani	東京都渋谷区渋谷7丁目7番7号 7-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0007	03-3456-7896
林田 球子 Kyoko Hayashita	東京都渋谷区渋谷8丁目8番8号 8-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0008	03-3456-7897
川上 真理子 Michiko Kawachi	東京都渋谷区渋谷9丁目9番9号 9-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0009	03-3456-7898
西田 真理子 Michiko Nishida	東京都渋谷区渋谷10丁目10番10号 10-chome, Shibuya-ku, Tokyo 150-0010	03-3456-7899
（備考）用紙の大きさは、A4（縦横両面）として記入。		

第九号様式（第二十三条関係）

5.45 シナノトキ		5.45 シナノモードル	
日	月	日	月
1	2	1	2
3	4	3	4
5	6	5	6
7	8	7	8
9	10	9	10
11	12	11	12
13	14	13	14
15	16	15	16
17	18	17	18
19	20	19	20
21	22	21	22
23	24	23	24
25	26	25	26
27	28	27	28
29	30	29	30
31		31	